

第4回長野県特定家畜伝染病（豚コレラ）
対策本部会議

日時：令和元年9月14日（土）7：00～

場所：特別会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 経過等について

(2) 今後の防疫措置について

(3) その他

4 本部長指示事項

5 閉 会

(1) 経過等について

ア 発生農場

長野県畜産試験場：飼養頭数 351 頭

イ 経過及び検査結果

日 時		内 容
9月12日(木)	13:45	13:10 雄豚1頭が嘔吐、食欲あり 同居豚は1頭のみでそれを含め計2頭採血実施
	14:10	松本家保へ検体(全血、血清)到着
	15:15	採血した2頭(161日齢)のうち、白血球数が当該豚 6,400個/ μ l、同居豚6,100個/ μ l 同畜舎の豚は全体的に体温が高いが食欲・元気あり ELISA検査及びPCR検査の実施を決定
	18:45	ELISA検査結果 陰性
	20:45	PCR検査結果 2頭とも陽性 陽性豚の解剖開始(畜産試験場にて)
	22:15	RFLP検査結果 陽性 関係する豚14頭について採血・解剖することを決定
	9月13日(金)	0:42
1:20		松本家保へ検体到着、検査スタート
5:00		ELISA検査結果 14頭全て 陰性
10:15		PCR検査結果 14頭中10頭 陽性
11:00		RFLP検査結果 14頭中8頭 陽性
13:00		国へ検体を移送
9月14日(土)	5:00	国の検査結果判明 豚コレラ患畜と決定
	6:00	国・県による結果公表(プレスリリース)

(2) 今後の防疫措置について

ア 対応スケジュール

経過	9月14日	15日	16日	……	10月3日	14日
	1日目	2日目	3日目		防疫措置完了後17日目	防疫措置完了後28日目
発生農場 (塩尻市)	PCR検査 陽性判定	殺処分	埋却		防疫措置完了	防疫対応終了
周辺農場	移動制限区域 (3km) ・ 消毒ポイントの設置 防疫措置完了後 28 日					
	搬出制限区域 (10km) ・ 消毒ポイントの設置 防疫措置完了後 17 日					

殺処分：豚コレラ患畜確定から、24時間以内に殺処分

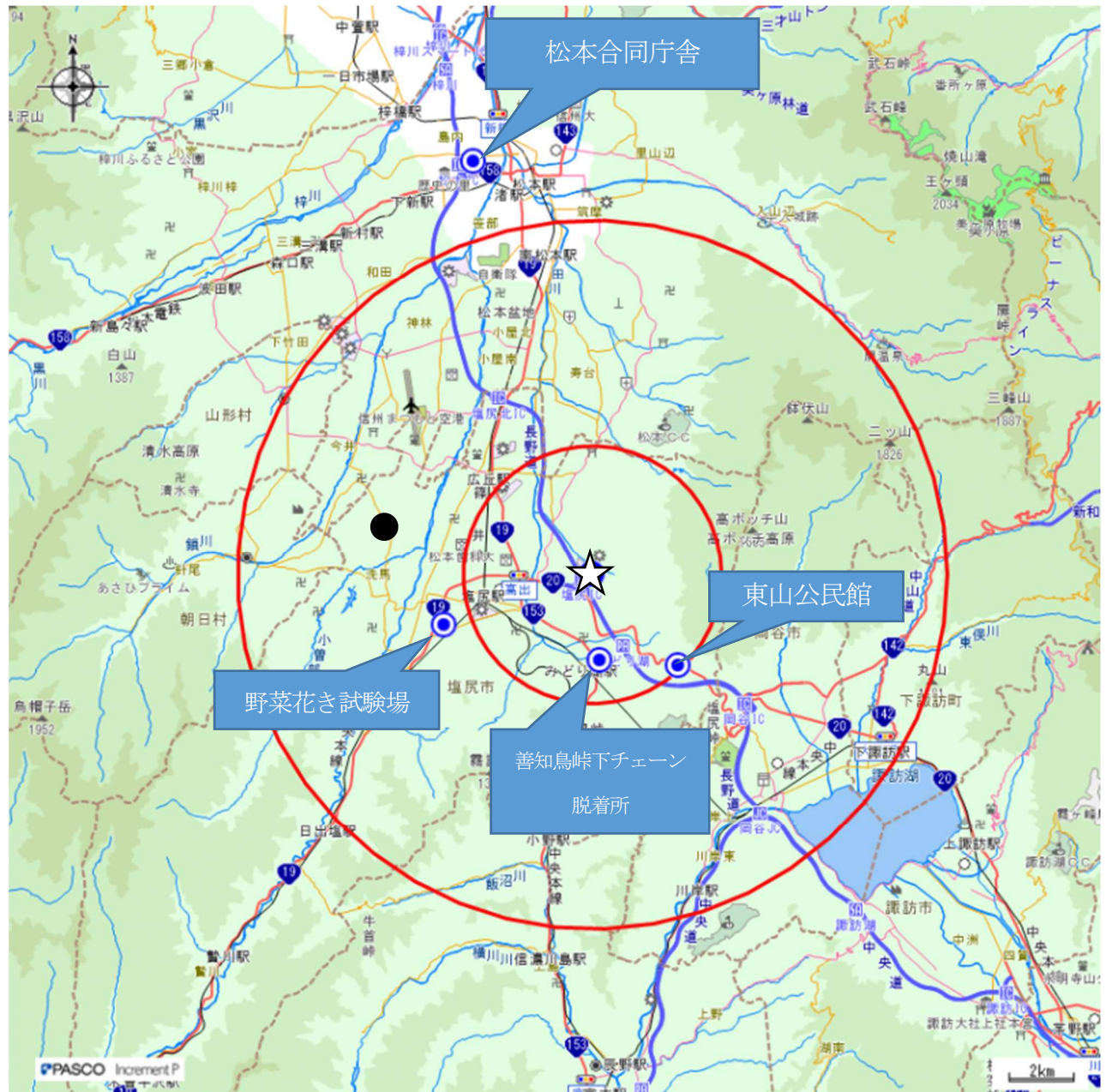
埋却：豚及び汚染物品について、72時間以内に埋却処分

イ 防疫体制について

区分	必要人数等
殺処分・農場消毒	殺処分・農場消毒・埋却作業 農政部職員を中心に延べ400名を動員予定 (うち長野県建設業協会が70名対応予定)
埋却作業	※熱中症予防のため、暑さ指数(WBGT)が28℃(厳重警戒)になると見込まれる場合には作業を中止
消毒ポイント	4か所(畜産関係車両を対象)

ウ 移動・搬出制限区域について

- (1) 移動制限区域 (発生農場から半径 3km 圏内) 農場なし
- (2) 搬出制限区域 (発生農場から半径 10km 圏内) 1 農場



エ 搬出制限区域内の農場（1農場）における対応について

- ・7月20日に塩尻市上西條で発見された死亡イノシシで豚コレラ感染が確認されたことから、7月22日に監視対象農場に指定済み
- ・当該農場の豚については、家畜防疫員による臨床検査で異状がないこと等を確認することにより出荷が可能

オ 畜産試験場と交差汚染の恐れがある農場（監視対象農場）への対応

- ・畜産試験場における過去28日間の出荷実績から、と畜場での交差汚染が疑われる農場を確認し、国との協議により監視対象農場に指定
- ・立入検査の実施
- ・毎日の飼養豚における異状の有無の報告
- ・当該農場の豚については、家畜防疫員による臨床検査で異状がないこと等を確認することにより出荷が可能

カ 周辺地域の野生イノシシにおける感染状況調査

- ・畜産試験場から半径10km圏内で捕獲された野生イノシシについて豚コレラ検査を実施

指示事項

長野県特定家畜伝染病（豚コレラ）対策本部

日時 令和元年9月14日（土）

場所 県庁 特別会議室

- 1 速やかに殺処分等の防疫措置を開始し、豚コレラウイルスのまん延防止措置を行うこと。
- 2 農政部をはじめ県の関係部局、市町村、国及び関係団体等の関係者が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 3 現場の情報をしっかり収集するとともに、県内の養豚農場では豚コレラが発生していないことなど、正確な情報発信や情報提供を行うこと。

以上